

## 新庁舎ネットワークサービス等利用契約約款

## (総則)

- 第1条 厚木市（以下「発注者」という。）及びサービス提供者（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、別紙の図面等、質問回答書をいう。以下「仕様書等」という。）に従い、この契約（この約款及び仕様書等を内容とするサービスの利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載のサービス（以下「サービス」という。）を契約書記載の利用期間（以下「利用期間」という。）において発注者に提供するものとし、発注者は、そのシステムを利用する対価（以下「利用料」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、厚木市情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、市が提供する業務遂行に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 12 利用期間の始期から本契約の締結までの間に、発注者及び受注者によって行われた本契約に定める事項に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして本契約を適用する。
- 13 請書の場合、契約成立日は落札決定を承諾した日とする。

## (契約期間)

- 第2条 契約期間は、この契約を締結する日から、この契約が満了する日までとする。
- 2 システムの利用期間は、利用開始から、この契約に定める契約満了日までとする。この契約を継続する場合、発注者及び受注者は1箇月前までに協議の上、その継続の可否を決定するものとする。

## (契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、利用料の10分の1以上とし、発注者が契約書で定めるものとする。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 利用料が増額された場合、発注者は、増額後の利用料に第1項の規定における保証の額の利用料に対する割合（以下「契約保証金等の率」という。）を乗じて得た額から既に納付又は保証を付した保証の額を差し引いた額の増額を受注者に請求することができる。
- 5 利用料が減額された場合、受注者は、既に納付又は保証を付した保証の額から減額後の利用料に契約保証金等の率を乗じて得た額を差し引いた額の減額を発注者に請求することができる。

## (権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得ない限り、この契約上の地位並びにこの契約により生ずる権

利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、権利については、あらかじめ、当該第三者に対して本条に定める譲渡制限特約の存在及び内容を記載した書面を郵便法（昭和22年法律第165号）の規定による内容証明及び配達証明により通知し、かつ、受注者が保有するそれら書面の写しを発注者に交付した場合は、この限りでない。

#### (再委託)

第5条 受注者は、発注者があらかじめ書面により承認した場合を除き、システムの提供に係る業務を第三者（以下「再委託先」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を再委託先に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）場合は、事前に再委託先及び再委託する業務の内容について発注者に申出を行い、発注者の書面による承諾を得なければならない。

#### (再委託先の義務違反)

第5条の2 受注者は、前条第2項の規定により再委託する場合は、再委託先に対してこの契約に定める受注者と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定は、再委託された業務が更に他の者に委託された場合にも準用し、以下、この業務が更に他の者に委託された場合も同様とする。

#### (監督員)

第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、発注者の指定するものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員は発注者と読み替える。

#### (仕様書等の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは利用期間若しくは利用料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (サービス利用の中止)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、サービス利用の中止内容を受注者に通知して、サービス利用の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定によりサービス利用を一時中止した場合において、必要があると認められるときは利用期間若しくは利用料を変更し、又は受注者がサービス利用の続行に備えサービス利用の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (利用期間及び利用料の変更方法等)

第9条 利用期間及び利用料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、利用期間又は利用料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (臨機の措置)

第10条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を

採ることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が利用料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### (損害の賠償等)

第11条 業務を行うにつき次の各号に掲げる事項が発生したときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- (1) 発注者の財産を破損又は滅失したとき。
- (2) 発注者の職員又は第三者に損害を及ぼしたとき。
- 2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (検査)

第12条 受注者は、利用期間の満了に伴い履行が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に履行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに第14条第1項に規定する履行の追完を行い、発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の追完を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

#### (利用料の支払)

第13条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、利用料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に利用料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者が利用料の支払方法について別紙を定めた場合、受注者は、第1項の規定にかかわらず、別紙の定めに基づき利用料の支払を請求することができる。
- 5 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (消費税等額の変動に伴う支払額の変更)

第13条の2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等により消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく、予算の範囲内において利用料に相当額を加減して支払うものとする。

#### (契約不適合責任)

第14条 発注者は、サービスが契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、受注者に対し、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、何らの催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による請求をすることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、違約金及び賠償金の請求並びに第17条による解除権の行使を妨げない。

#### (履行遅滞の場合における違約金等)

第14条の2 発注者は、受注者が利用期間内に業務を完了することができない場合は、違約金の支払を受注者に請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念

に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金の額は、利用料から業務が完了した部分に相応する利用料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第13条第2項又は第4項の規定による利用料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 4 第1項の規定は、賠償金の請求、第14条による履行の追完請求及び第15条による解除権の行使を妨げない。

**（発注者の解除権）**

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、何らの通知、催告を要することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 利用期間内に履行が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 第17条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、前項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当する場合は、発注者は契約を解除することができない。

3 第1項の規定は、違約金及び賠償金の請求並びに第14条による履行の追完請求の行使を妨げない。

**（契約が解除された場合等の違約金）**

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、利用料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

**（談合その他不正行為による解除）**

第15条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (3) 本件契約に至るに関し、入札手続に不正があったことが判明したとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

**（暴力団等排除に係る解除）**

第15条の4 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号。以下、本条及び第20条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反し

たと認められたとき。

- (3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはサービス提供を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第17条の2第1項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

#### （その他の理由による解除）

第16条 発注者は、利用期間の満了に伴い履行が完了するまでの間は、第15条第1項、第15条の3第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により仕様書等を変更したため利用料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止期間が利用期間の10分の5を超えたとき。
- (3) 発注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 受注者の責めに帰すべき事由により、第1項各号の規定に該当する場合は、受注者は契約を解除することができない。

#### （損害賠償）

第18条 受注者は、受注者の契約の不履行により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 受注者は、第15条の3第1項第1号又は第2号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、利用料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第15条の3第1項第1号における命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 受注者は、第15条の4第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、利用料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### （賠償金等の徴収）

第19条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から利用料支払の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき利用料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から不足額に遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

#### （暴力団等からの不当介入の排除）

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、利用期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と利用期間に関する協議を行わなければならない。その結果、利用期間に遅れが生じると認められた場合は、第9条の規定により、発注者に利用期間延長の請求を行うものとする。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により利用期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と利用期間に関する協議を行わなければならない。その結果、利用期間に遅れが生じると認められた場合は、第9条の規定により、発注者に利用期間延長の請求を行うものとする。

**(情報通信の技術を利用する方法)**

第21条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

**(補則)**

第22条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

**(個人情報保護に関する事項)**

第23条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第24条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。